

新 水道料金

※令和9年4月請求分から。【 】内は特例（激変緩和措置）による金額
※特例期間は令和8年4月請求分から令和9年3月請求分まで

※税抜き

料金区分 用途区分	基本料金（1月当たり）			従量料金（1㎡当たり）		
	メーター口径	新料金	現行料金との差額	水 量	新料金	現行料金との差額
一 般 用	13mm	1,500円 【1,350円】	300円 【150円】	1㎡以上 8㎡以下	70円 【63円】	15円 【8円】
	20mm	1,900円 【1,700円】	400円 【200円】			
	25mm	2,500円 【2,250円】	500円 【250円】	9㎡以上 30㎡以下	280円 【250円】	60円 【30円】
	30mm	3,800円 【3,400円】	800円 【400円】			
	40mm	4,300円 【3,850円】	900円 【450円】	31㎡以上 50㎡以下	290円 【260円】	60円 【30円】
	50mm	6,300円 【5,650円】	1,300円 【650円】			
	75mm	10,100円 【9,050円】	2,100円 【1,050円】	51㎡以上 100㎡以下	295円 【265円】	60円 【30円】
	100mm以上	20,200円 【18,100円】	4,200円 【2,100円】			
公衆浴場用		2,500円 【2,250円】	500円 【250円】	1㎡当たり	100円 【90円】	20円 【10円】
				1㎡当たり	325円 【293円】	65円 【33円】
一 時 用				1㎡当たり		

新 下水道使用料

※令和9年4月請求分から。
【 】内は特例（激変緩和措置）による金額

料金区分 用途区分	基本料金 （1月当たり）	従量料金（1㎡当たり）		
		汚水量	新料金	現行料金との差額
一 般 用	1,200円 【1,000円】	1㎡以上 8㎡以下	45円 【40円】	10円 【5円】
		9㎡以上 30㎡以下	240円 【210円】	55円 【25円】
		31㎡以上 50㎡以下	255円 【225円】	60円 【30円】
		51㎡以上 100㎡以下	275円 【240円】	65円 【30円】
		101㎡以上	300円 【265円】	70円 【35円】
公衆浴場用	1,200円 【1,000円】	1㎡当たり	26円 【23円】	6円 【3円】

※税抜き

◆料金の計算方法

（基本料金＋従量料金）×消費税

※円未満の端数がある場合は切り捨て
※水道料金と下水道使用料の計算方法は同じです。

【水道料金】

口径13mmで月に20㎡を使用した場合

※20㎡は1世帯3人家族で一般的に使用されている量です。

基本料金	1,500円
従量料金	8㎡×70円＝560円
	12㎡×280円＝3,360円
小計	5,420円
合計（税込み）	5,962円

【参考】1㎡（1,000ℓ）の水の目安
・2ℓ入りのペットボトル……500本分
・お風呂（200ℓ／回で換算）…5回分

令和8年4月請求分から

水道料金・下水道使用料を改定します

昨今の人口減少や節水機器の普及などによって、水需要が減少しており、料金収入が年々減少しています。また、水道施設や下水道施設の老朽化が進んでおり、今後はこれらの施設を計画的に更新・統合するための資金が必要となってきます。

将来にわたって安心・安全な水を安定的に提供すること、そして公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図り、豊かな自然環境を持続させていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎水道局経営管理課（本渡浄化センター内） ☎24-8222

■本市の水道・下水道事業の現状

水道の給水区域内には、水源47カ所、浄水場26カ所、配水施設177カ所、送水施設66カ所があります。水道管（導水管・送水管・配水管）の総延長は約1,223km。これは、直線距離にすると、市役所から宮城県石巻市までの距離とほぼ同じになります。また、公共下水道施設や特定環境保全公共下水道施設など12の汚水処理施設があります。中でも、本渡浄化センターは供用開始（昭和53年）から47年が経過しています。

これら設備の更新・改築工事などのため、令和7～11年度の間、水道事業で約36億2,700万円、下水道事業で約32億8,500万円が必要となる見込みです。



■改定の内容

水道料金と下水道使用料の改定を定める条例の施行期日を令和8年2月1日とします。そのため、新料金の適用は、条例施行後の令和8年4月請求分（令和8年2月から3月の検針までに使用した水量により算定）からとなります。



詳細

しかし、近年の物価高騰が家計に与える影響が大きい中、市民の皆さんにご負担をお願いすることになります。そのため、ご負担を軽減させることを目的に、令和8年4月請求分から令和9年3月請求分までの1年間、特例（激変緩和措置）期間を設定し、段階的な料金改定を行います。

改定率（特例）※令和8年度		改定率 ※令和9年度～	
▶水道料金	+13.055%	▶水道料金	+26.11%
▶下水道使用料	+15.00%	▶下水道使用料	+30.00%

※料金体系（基本料金＋従量料金）には変更ありません。

年月	～令和7年度 ～R8.3月	令和8年度 R8.4月～R9.3月	令和9年度～ R9.4月～
料金	現行料金	特例料金	新料金
検針日	2/15～3/14	4月請求 2/15～3/14	4月請求

